

岐阜労働局労働基準部長等による安全パトロールを実施

—小売業の転倒災害防止、高齢労働者による災害防止を要請—

岐阜県内では、第三次産業の労働災害が増加傾向にあります。特に小売業、社会福祉施設では、転倒、腰痛及び高齢労働者の災害防止が課題となっており、適切な安全衛生対策の下、安全かつ健康的に働くことができる店舗、施設づくりを進めることが重要となっています。



施設内のパトロール

岐阜労働局では、第13次労働災害防止推進計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進を図ることとしており、その取組の一つとして、12月8日～11日の間に県内7つの労働基準監督署長等が管内にある小売業の店舗をパトロールし安全対策を呼びかけました。

このうち12月10日（木）には岐阜労働局柘植労働基準部長及び岐阜労働基準監督署國江副署長等が瑞穂市のSUPER CENTER PLANT-6 瑞穂店を訪問し、坂井店長等と一緒にバックヤードを中心に安全パトロールを実施しました。

この店舗では、通路と商品保管場所を赤色等のラインで明確に区分けし、物品のはみ出し等によるつまずき転倒災害の防止を図っているほか、高齢労働者が多く働いていることから、店内の掲示板でその災害の特徴等を図、グラフ等で分かりやすく示し、労働者に周知啓発を図ることや、KY活動で危険個所の洗出しを行い、あらかじめ防止対策を講じる等の積極的な取組が行われていました。

パトロール後に労働基準部長からは、高い位置の荷を扱う場合の墜落転落災害の防止対策の徹底や、年末年始の繁忙期に向けて、パート・アルバイト等の経験の浅い労働者への安全衛生教育の充実等の対策を進めていただくよう要請しました。



パトロール後の意見交換